低入札価格調査制度の概要（イメージ図）

低入札価格調査制度
（地方自治法施行令第167条の10第1項）

H（1億1千万円） 無効

予定価格
1億円

G（9千8百万円）

F（9千5百万円）

E（9千3百万円）

調査基準価格
9千万円

D（8千9百万円）

C（8千5百万円） **落札**

B（7千9百万円） 失格

A（7千5百万円） 失格

※調査基準価格を下回った入札でも、調査の上、下記失格基準に該当しない場合は落札となる。

《失格基準》
①数値的判断基準（工事費内訳書で算出された工事費目と設計額の工事費目との比較）に不適合、又は当該基準に適合しているものの調査対象者としての調査（対象者の経営状況、工事実績等）を実施したところ適切に履行されないと認められる場合
②契約することが著しく不適当と認められる場合

最低制限価格の設定
（地方自治法施行令第167条の10第2項）

H（1億1千万円） 無効

予定価格
1億円

G（9千8百万円）

F（9千5百万円）

E（9千3百万円） **落札**

最低制限価格
9千万円

D（8千9百万円） 最低制限価格未満

C（8千5百万円） 最低制限価格未満

B（7千9百万円） 最低制限価格未満

A（7千5百万円） 最低制限価格未満

※最低制限価格を下回った入札はすべて落札の対象外となる。